

法令の改正・通達等から

令和6年4月施行の安全・衛生・防災等の法令①

～ 4月1日から施行、対応できる体制づくりを～

I 新たな化学物質管理関係

厚生労働省は、新たな化学物質管理（「法令依存型」から「自律的管理型」への転換）を目指して、令和4年に労働安全衛生法施行令（安衛令）、労働安全衛生規則（安衛則）等を一部改正しました。

その大部分が、次のとおり令和6年4月1日から施行されます。（施行済みの項目には施行期日を記載）

1-1 「ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加」

ラベル表示・安全データシート（SDS）による通知とリスクアセスメント（RA）実施の義務の対象となる物質（RA対象物）に、GHS分類の結果発がん性等が比較的強いと確認された234物質が追加される。

※今後、危険性・有害性が確認された全ての物質が順次追加される予定。

1-2 「RA対象物に関する事業者の義務」

(1) 労働者がRA対象物にばく露される濃度低減措置

RA対象物のうち厚生労働大臣が定める「濃度基準値設定物質」は、労働者がばく露される程度を、「濃度基準値」以下としなければならない。

(2) 上記に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

労働者の意見を聴き、記録を作成して、3年間（がん原性物質は30年間）保存しなければならない。

1-3 「皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止」

皮膚等から吸収されて健康障害を起こすおそれが明らかな物質を製造または取り扱う労働者に、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用させなければならない。

1-4 「衛生委員会の付議事項の追加」

RAの結果講ずるばく露低減措置および濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果等、化学物質の自律的管理の実施状況を衛生委員会で調査審議しなければならない。

※労働者50人未満の事業場も、上記について関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならない。

1-5 「がん等遅発性疾病の把握・監督署への報告」

（令和5年4月1日施行済み）

1-6 「RA結果等に関する記録の作成と次回RA実施まで保存」

（令和5年4月1日施行済み）

1-7 「労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示」

労働基準監督署長が化学物質管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業者に改善を指示することができる。

1-8 「RA対象物に関する事業者の義務（健康診断等）」

(1) RAの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

① RA対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

② 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を越えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければならない。

③ 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5年間（がん原性物質の場合は30年間）保存しなければならない。

(2) RA対象物のうち、がん原性物質を製造または取り扱う労働者の作業記録の作成・30年間保存

（令和5年4月1日施行済み）

2-1 「化学物質管理者の選任の義務化」

① 選任が必要な事業場

RA対象物を製造、取り扱い、または譲渡提供する事業場（業種・規模にかかわらず）ごとに化学物質管理者を選任しなければならない。

② 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

・RA対象物の製造事業場：専門的講習の修了者

・これ以外の事業場：資格要件はないが、専門的講習等の受講が望ましい。

令和6年4月施行の安全・衛生・防災等の法令②

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

① 選任が必要な事業場

RAに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

② 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

2-3 「雇入れ時等教育の拡充」

雇入れ時等の教育のうち、非工業的業種などに認められていた一部教育項目の省略が廃止される。

2-4 「職長教育が必要な業種の拡大」

食料品製造業、製本業、印刷物加工業等

(令和5年4月1日施行済み)

3 「事業場内で別途容器で保管時等にもラベル表示を行う等を義務化」

(令和5年4月1日施行済み)

4 「化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外」

(令和5年4月1日施行済み)

5 「作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化」

(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

① 作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければならない。

② 上記①の結果作業環境の改善が可能な場合は、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければならない。

(2) 作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と、上記②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

③ 保護具着用管理責任者を選任すること。

④ 作業環境管理専門家の意見の概要と、改善措置および評価の結果を労働者に周知すること。

⑤ 上記の内容を所轄労働基準監督署に届出ること。

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

① 6か月以内ごとに1回、定期に、個人サンプリング測定等による濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

② 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

(4) その他

① 上記で実施した個人サンプリング測定結果および評価結果を保存すること。(粉じんは7年間、クロム酸等は30年間)

② 保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

II その他、令和6年4月1日施行の法令等

1 「石綿発散防止に湿潤化以外の措置も可能に」

石綿障害予防規則が一部改正され、石綿等の切断等の作業における措置として、湿潤化のほか「除じん性能を有する電動工具の使用」が可能になります。

2 「足場からの墜落・転落防止措置が強化」

労働安全衛生規則(安衛則)の一部改正により、令和6年4月1日から、幅が1m以上ある場所では、1側足場ではなく、本足場の設置が義務になります。

なお、最新の足場機材やこれらの改正を盛り込んで「手すり先行工法に関するガイドライン」が改正されています。(令和5年12月26日)

3 「二酸化炭素消火設備の閉止弁設置等が既存設備にも義務化」

総務省消防庁は、ガスの放出を止める「閉止弁」の設置等を義務づける消防法施行規則等の一部改正を行ない、令和5年4月1日から施行されています。

既存の設備についての経過措置期間が切れるため、令和6年4月1日からは、既存設備を含めた全ての二酸化炭素消火設備に閉止弁の設置等ガス放出事故防止措置が義務づけられます。

4 「自動車運転者の労働時間等の改善基準告示が改正」

厚生労働省は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」を改正しました。

トラック、バス、ハイヤー・タクシー等の運転者の拘束時間の上限や休憩時間等が改正され、令和6年4月1日から施行されます。

※詳細は各省庁のHPに